

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年10月27日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから10月27日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まずは1番の原子力規制委員会です。

(1) 第35回原子力規制委員会。議題は6つございます。

議題1、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の一部改正について。こちらは試験研究炉の設置許可基準規則と技術基準規則の間に条文上の不整合が見つかったため、試験研究炉の技術基準規則の改正について委員会に図るものです。

議題2です。原子力災害対策指針及び関係規則類の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し）。こちらは9月16日の原子力規制委員会におきまして、原子力災害対策指針と関係規則類の改正案に対する意見募集の実施が了承されました。その意見募集の結果を報告するとともに、原子力災害対策指針や関係規則などの改正について、委員会に図るものです。

続きまして、議題3です。東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正及び意見募集の実施について。こちらは福島第一原子力発電所の敷地内に放射性同位元素を使用する分析研究施設の設置が現在進められております。その施設でRI法、放射性同位元素等規制法に基づく放射性同位元素の使用の許可を今後受けるに当たって必要となります事業所境界における実効線量の算定に関しまして、現在は特定原子力施設を念頭に置いた規定がないことから、今回、特定原子力施設を踏まえた規定をする告示の改正案を委員会に報告します。あわせまして、意見募集の実施と放射線審議会への諮問についても委員会に諮るものです。

続きまして、議題4です。震源を特定せず策定する地震動に関する基準類の改正の方針について（第5回）。こちらは震源を特定せず策定する地震動に関しまして、10月21日の原子力規制委員会に引き続き、基準類の改正方針について議論を行うものです。

続きまして、その下です。議題5、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について－令和2年度の実施計画の策定と次年度以降の進め方－。こちらは9月

23日の原子力規制委員会におきまして、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関し、令和2年度中に行う実施計画を策定するという方針が了承されました。これを受けて今回、令和2年度の実実施計画案と今後の進め方について、委員会に図るものです。

続きまして、議題6です。第42回技術情報検討会の結果概要等について。こちらは8月19日の技術情報検討会の結果について、委員会に報告をするものです。

続きまして、2番の審査会合の関係です。

1枚飛ばして3ページ目を御覧ください。1つ飛ばして(8)です。10月30日金曜日、原子力規制庁記者ブリーフィング。次回の定例ブリーフィングですが、来週火曜日が祝日ですので、それを考えまして今週金曜日の17時半から行うことといたします。その場で来週の定例会の議題も御説明したいと思っております。

続きまして、11月2日月曜日、(9)第380回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合。議題ですけれども、日本原燃廃棄物埋設施設の事業変更許可に関しまして、まず10月7日の原子力規制委員会です承されました公衆の被ばく線量評価の審査方針を踏まえた日本原燃の対応について説明を受けるとともに、廃棄体や設備についての9月7日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、その下です。(10)第4回輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合。こちらは山形緊急事態対策監の対応となります。

議題ですけれども、原子燃料工業の輸送用キャスクの設計承認に関しまして、原子燃料工業が行った実証試験の結果などについての8月6日の会合のコメント回答を受けるものです。

最後です。3番の書面会合の関係で、1つ飛ばして、11月2日月曜日から5日木曜日まで、(2)第4回バックエンド技術評価検討会(書面開催)。こちらは技術基盤グループが令和3年度から行う安全研究のうち、核燃料廃棄物研究部門が担当するプロジェクト2件について、外部専門家から技術的妥当性についての評価を受けるものです。

私からは以上となります。

#### <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

コツボさん。

○記者 朝日新聞のコツボです。

念のための確認ですけれども、30日のブリーフィングは17時半ということによろしいでしょうか。

○児嶋総務課長 17時半です。

○記者 いつもより遅いということですね。

○児嶋総務課長 そのとおりです。

○記者 分かりました。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—